

機関番号：82723

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：20530089

研究課題名 (和文) 通信・放送融合時代におけるコンテンツ流通促進のための著作権法制

研究課題名 (英文) Copyright Legislation for Promotion of Contents Distribution in Convergence of Telecommunications and Broadcasting

研究代表者

鈴木 雄一 (SUZUKI YUICHI)

防衛大学校・人文社会科学群・教授

研究者番号：20296312

研究成果の概要 (和文)：

本研究では、通信・放送融合時代において今後普及が見込まれるオール IP (インターネットプロトコル) 化されたネットワーク・インフラ経由の映像コンテンツ配信という新たな局面に、著作権法がいかに対応すべきであるかを多角的に検討した。また、欧米諸国における法制をも比較法的に研究するとともに、著作権法関連の国際条約との兼ね合いについても検討を加えた。

研究成果の概要 (英文)：

In this study, I examined from different angles how Copyright Act should cope with the new situation that the audiovisual contents are delivered to via network infrastructure in convergence of telecommunications and broadcasting.

In addition, in the field mentioned above, I compared the copyright legislation in U.S. and European countries with that in Japan and examined the good balance between the Copyright Act and related international treaty.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2009 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010 年度	700,000	0	700,000
総計	3,500,000	840,000	4,340,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：通信・放送融合、コンテンツ流通、著作権

1. 研究開始当初の背景

通信と放送の融合は、一般に、①端末の融合（TV 放送の受信・録画の可能な PC、インターネットに接続可能な TV、ワンセグ対応の携帯電話等）、②伝送路の融合（CS を利用した放送、ケーブルテレビ網を利用したインターネット接続サービス等）、③事業者の融合（ケーブルテレビ事業者による通信サービス等）、④コンテンツの融合（放送コンテンツのインターネット配信等）といった四つの局面で進んでいるとされる。こうした融合に伴い、円滑なコンテンツ流通の促進が国家的な課題となりつつあった。

わが国のコンテンツ産業の市場規模は 2005 年時点で約 13 兆 6000 億円と推計されていたが、政府は 2006 年 7 月に取りまとめた経済成長戦略大綱において、コンテンツ産業の市場規模を 10 年後には 5 兆円増加させる目標を掲げている。また、知的財産戦略本部では、2007 年 1 月、『世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指して』と題する報告書を取りまとめており、日本経団連でも、2007 年 2 月、『映像コンテンツ大国の実現に向けて』という報告書をまとめている。こうした動きに対応して、すでに研究代表者は通信・放送融合時代のコンテンツ流通について著作権法の視点から研究を進めていたため、わが国がコンテンツ大国となるための重要なステップとして、コンテンツ流通に際しての著作権や著作隣接権の適切な保護、こうした権利の円滑な処理といった著作権法制の課題に取り組むに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、通信・放送融合時代のコンテンツ流通を促進するための著作権・著作隣接権の適切な保護と、かかる権利の円滑な処理といった著作権法制の整備について検討し、新たな時代に対応した制度設計に寄与することにある。

3. 研究の方法

国内外の文献研究、著作権・著作隣接権に関係する権利団体への聞き取り調査、ジュネーブの WIPO（世界知的所有権機構）本部著作権担当者等への聞き取り調査、既存の放送事業者及び IP マルチキャスト放送事業者への聞き取り調査、ブロードバンド回線を所有する通信事業者への聞き取り調査等を実施し、問題点を検討した。

4. 研究成果

(1) ネットワーク基盤の進化に伴う問題について

通信・放送融合時代における進化の産物として出現した IP マルチキャスト放送に注目し、著作権法上の問題点を検討した。

IP マルチキャスト放送は、有線放送とほぼ同様のサービスを提供しているにもかかわらず、著作権法上の「有線放送」ではなく、「自動公衆送信」に分類される。著作権法上の「有線放送」として認められないために、IP マルチキャスト放送事業者は著作権法上の優遇措置を享受することができず、著作権等の権利処理において不利な立場に置かれてきた。

有線放送事業者と IP マルチキャスト放送事業者との間の著作権法上の「格差」については、2006 年 12 月の著作権法改正で一部は正されたものの、この格差是正は、放送の同時再送信の場合に限定されており、自主放送の場合については先送りにされている。さらに、格差是正の要件として、地上波放送局が放送法によって規定されている放送対象地域の範囲内での同時再送信に限るという「地域限定」が設けられている。こうした「地域限定」は、既存の放送事業者の経営的事情に配慮したものであると思われるが、IP マルチキャスト放送の特長は、放送地域の制約を受けないことにあるので、「地域限定」は、せっかくの特長に足枷をはめているという側面もある。今後、「地域限定」については、見直す必要があるだろう。

また、IP マルチキャスト放送事業者による自主放送の著作権法上の位置付けについては、議論を積み重ねる必要があるだろう。

(2) コンテンツのマルチユース促進に関する問題について一所在不明実演家の権利処理を中心に一

通信・放送の融合に伴い、長年にわたり膨大に蓄積されている放送番組の二次利用ニーズが高まりつつある。しかし、放送局が制作した放送番組の場合、番組制作時の出演契約において、番組に出演している実演家から当該番組の二次利用に関する録音・録画の許諾を得ていないため、番組を二次利用する際には、改めて実演家の許諾が必要となる。

番組がドラマであれば、原作者や脚本家、主題歌の作詞・作曲者等の許諾をも得る必要がある。こうした許諾に係る実務は、非常に煩雑である。また、古い放送番組については、出演していた実演家の行方が判明しない

といった事態に陥ることが少なくない。

こうした問題を検討している最中に、第171回通常国会において、著作権法が改正され、同法第67条の裁定制度の対象が実演家にまで拡大されたため、所在不明実演家の権利処理問題については、一応の解決策が提示された。

しかしながら、この67条改正は、国際条約に違反するという指摘もある。研究代表者は実演家の権利に関する裁定制度について、2008年7月、WIPOの著作権担当者とジュネーブのWIPO本部で意見交換する機会があった。その際、著作権部門のディレクターであるJorgen Savy Blomqvist氏に、実演家の行方が不明等の理由で過去の放送番組を二次利用するための許諾が得られない場合に、67条の裁定制度を使うことは可能か否かを確認したところ、わが国はローマ条約とWPPT（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）に加盟しているため、文化庁長官による裁定（強制許諾）は不可能であろうとの回答を得た。

ただし、Blomqvist氏からは、ローマ法の法理である*negotiorum gestio*に基づいた制度を導入することは可能ではないかとの示唆を受けた。*negotiorum gestio*は、いわば、わが民法の事務管理に相当する法理で、例えば実演家が所在不明であるために行動を起こすことができない場合に、誰かが実演家の代わりに行動するというものである。わが国の事務管理の概念に沿って、所在不明の実演家に代わって事務を管理する機関を創設することは、現行法の枠組みの中で可能であろう。

また、所在不明実演家の権利処理円滑化の方策としては、3年程度の権利不行使によって著作権が原則として失効するという米国著作権法の「権利失効法理」が参考となる。

さらに、北欧諸国で採用されている拡大集中許諾（*extensive collective licensing*）という制度も参考になるものと思われる。これは、集中管理団体のなかで最も代表的な団体からの許諾を得ることにより、その団体に加入していない権利者の権利についても、法的効果が発生するというシステムで、権利者不明著作物等の合法的利用を可能としている。こうしたシステムの導入も検討に値しよう。

(3) 通信・放送融合に伴う伝送路多様化への対応について

通信・放送融合に伴うコンテンツの伝送路多様化は、著作権法における放送関連規定の

統合を促す契機となろう。総務省が2006年に取りまとめた『通信・放送の在り方に関する懇談会報告書』においても、「現行の著作権法には、実態にそぐわない規定が散見されることから、放送・有線放送区分を統合し、伝送路の多様化に対応した包括的な規定とする等、利用者利便や技術革新に的確に対応した抜本改正を行うべきである」と提言されている。

また、2006年12月の著作権法改正時における衆議院文部科学委員会の付帯決議にも「近年のIPネットワーク技術の進歩による伝送経路の多様化に鑑み、著作権法第二条第一項第八号に規定する放送、同項第九号の二に規定する有線放送及び同項第九号の四に規定する自動公衆送信については、現在の伝送経路等による区分を見直し、伝送経路の多様化に対応した包括的な規定に改めることを含め、速やかに検討を進めること」とある。

伝送路の多様化に対応した包括的規定を検討する際には、英国著作権法が大いに参考となる。英国著作権法は、2003年の改正により、放送の定義に関する規定（第6条）を改めて、「有線放送」を「放送」の概念の中を含めることとした。つまり、放送と有線放送の区分を廃し、両者を「放送」という概念に統合している。そして、伝統的な「放送」としての特性をもつインターネット送信は、「放送」としての資格を有するとされ、IPマルチキャスト放送も「放送」と解釈される。

英国著作権法のように簡素で柔軟な制度設計であれば、IPマルチキャスト放送のような技術革新に対しても的確に対処することが可能となる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

Yuichi Suzuki & Katsuya Tamai, “Smooth Contents Distribution and International Treaties on Copyright -Clearance of the Rights of Performers Who Cannot Be Located-” PROCEEDINGS OF SIIT2009, THE 6TH INTERNATIONAL CONFERENCE ON STANDARDIZATION AND INNOVATION IN INFORMATION TECHNOLOGY, IEICE COMMUNICATIONS SOCIETY, pp55~60, 2009. (査読有り)

〔学会発表〕（計1件）

Yuichi Suzuki & Katsuya Tamai, “Smooth Contents Distribution and International

Treaties on Copyright -Clearance of the Rights of Performers Who Cannot Be Located-” THE 6TH INTERNATIONAL CONFERENCE ON STANDARDIZATION AND INNOVATION IN INFORMATION TECHNOLOGY, IEICE COMMUNICATIONS SOCIETY, 2009.
(2009年9月8日、於ける工学院大学)

〔図書〕(計2件)

① 山崎茂雄・辻幸恵・立岡浩・生越由美・林紘一郎・鈴木雄一『デジタル時代の知的資産マネジメント』白桃書房、2008年、全177頁。

② 舩富順久・廣松毅・小林稔・能勢豊一・森川信男・野々山隆幸・栗田学・坪根直毅・鈴木雄一『現代社会の情報・通信マネジメント』中央経済社、2009年、全229頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鈴木 雄一 (SUZUKI YUICHI)

防衛大学校・人文社会科学群・教授

研究者番号：20296312

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし